

# 上尾市地域クラブ活動参加者支援金交付要綱

〔令和 8 年 4 月 1 日〕  
市長 決 裁

## （目的）

第 1 条 市は、児童生徒のスポーツ及び文化芸術の活動の機会の確保を図るため、経済的な理由により地域クラブ活動への参加が困難な児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内において地域クラブ活動に係る経費について支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

## （定義）

第 2 条 この要綱において「地域クラブ活動」とは、AGEO地域クラブ（上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針に基づき設置した地域クラブをいう。）における活動をいう。

## （交付の対象）

第 3 条 支援金の交付の対象となる者は、地域クラブ活動に参加する児童生徒の保護者であって、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 3 条の規定による教育扶助又は学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 9 条の規定による援助を受けている者とする。

## （交付対象経費）

第 4 条 支援金の交付の対象となる経費は、地域クラブ活動に係る年会費とする。

## （支援金の額）

第 5 条 地域クラブ活動に係る年会費に相当する額とする。

## （支援金の交付の制限）

第 6 条 この要綱の規定に基づく支援金の交付は、一の年度につき 1 回限りとする。

## （支援金の申請等）

第 7 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上尾市地域クラブ活動参加者支援金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象経費の領収書の写し又は交付対象経費の支払を証する書類
- (2) 生活保護法第 1 3 条の規定による教育扶助又は学校教育法第 1 9 条の

規定による援助を受けている事実を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する書類により証明すべき事項を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 第1項の規定による申請は、支援金の交付を受けようとする年度の2月末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日の直前のこれらの日以外の日）までに行わなければならない。ただし、他市町村への転出、地域クラブ活動への参加の中止その他市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（支援金の交付等の決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、支援金の交付の可否を決定し、その結果を上尾市地域クラブ活動参加者支援金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

2 支援金の交付は、口座振込の方法により行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（届出の義務）

第10条 第8条の規定による交付の決定を受けた者は、第7条第1項の規定により申請した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、第8条の規定による交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付対象者に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

（交付金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該支援金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第13条 支援金の交付を受けた者は、交付対象経費の支出を明らかにした書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類は、当該交付対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。